

公的年金制度

～ 国民年金（基礎年金）をベースに、
厚生年金や共済年金を上乗せ～

公的年金制度では、20歳以上のすべての方が国民年金に加入します。
自営業者などの場合は、共通の基礎年金を受け、会社員や公務員の場合は共通の基礎年金とそれぞれの制度から上乗せ年金（厚生年金・共済年金）を受けるようになっています。

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎（４０）５５５８

高齢になったら

受けられる年金 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間等を含む）が原則として25年以上ある方が、65歳になってから受けられる年金です。

障害が残ったら

受けられる年金 障害基礎年金

国民年金加入中（または老齢基礎年金を受けていない60歳以上65歳未満で国内在住中）や20歳前の病気やけがにより障害等級表（1・2級）に定める状態になったときに受けられます。

加入中に亡くなったら

受けられる年金 遺族基礎年金

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」が受けられます。
「子」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日になるまでの方。
1・2級の障害のある子の場合には20歳未満となります。

年金を受けている方へ・・・現況届の提出は忘れずに・・・

年1回、誕生月に「年金受給者現況届」(はがき)が、毎年誕生月の初め頃に送付されます。

住所・氏名などを記入し、必ず誕生月の末日までに届くように返送してください。

この届出は、引き続き年金を受けるための年に一度の大切な届出です。

年金を受けられるようになって、1年未満の方等には「現況届」は送付されません。

年金を受けている方が亡くなったとき

死亡の届出

この届出は戸籍や住民票の死亡届とは別に必要です。

年金を受けている方が死亡したときは、遺族の方が「年金受給者死亡届」に年金証書、死亡の事実を明らかにできる書類(住民票除票等)を添えて社会保険事務所に提出してください。

未支給年金の請求

年金は、受けている方が死亡した月分まで支払われます。もし、死亡された方に支払われる年金が残っている場合は、その分の年金(未支給年金といいます)を生計を同一にしていた遺族の方が受けられますので、社会保険事務所へ「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

国民年金、厚生年金の遺族給付の請求

年金を受けている方が死亡した当時、その方によって生計を維持されていた遺族の方は「遺族年金(給付)裁定請求書」に必要な書類を添付して、社会保険事務所へ提出してください。